

令和 7 年 4 月入居分 なは市民活動支援センター
支援ブース入居団体等募集
募集要項



募集期間

令和 6 年 11 月 11 日（月）から
令和 6 年 12 月 27 日（金）午後 5 時まで

詳細はホームページからも確認できます。→→→

【URL】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/si-encenter/kasijimushobooth.html>



那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センター

目 次

1	支援ブースについて	3
2	入居時の留意事項	4
3	応募資格	5
4	募集枠数	6
5	応募手続き	6
6	審査等について	7



1 支援ブースについて

なは市民活動支援センター（以下「センター」という）の入居用施設である支援ブースは、主に那覇市で市民活動を行っている又は新たに市民活動を行う団体又は個人（以下「団体等」という）に対し、活動拠点となる事務スペースを一定期間継続的に提供するものです。

この度、令和7年4月1日から9ヶ所、に空きが生じるため、入居団体を募集いたします。

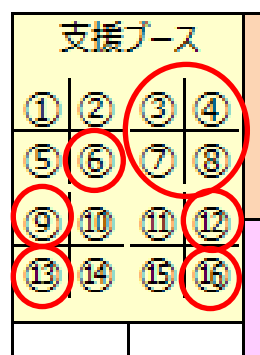
募集支援ブース：「支援ブース3」、「支援ブース4」、「支援ブース6」、
「支援ブース7」、「支援ブース8」、「支援ブース9」、
「支援ブース12」、「支援ブース13」、「支援ブース16」

【所在地】〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号

なは市民協働プラザ2階 なは市民活動支援センター内

【概要】

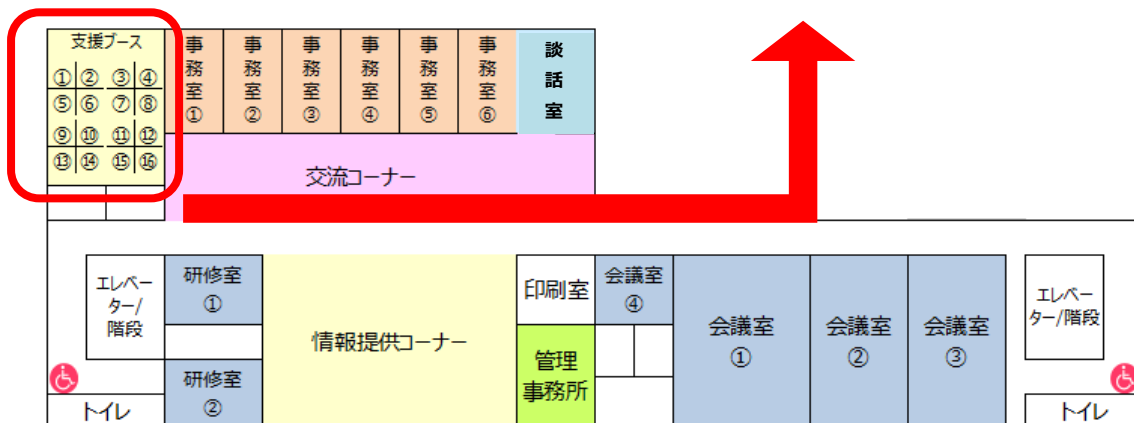
種類	支援ブース
利用対象	一定期間継続的に市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しない団体又は個人であること。
大きさ	約2㎡
設置個数	16ブース(今回の募集は9ブース)
利用金額	月額1,500円
付属備品	机1、イス1、ロッカー1
その他	・個室ではない。 ・固定電話配線なし。 ・有線ネットワーク環境なし。



今回募集する場所は
図の○内のブース
です。

※ロッカーについては、支援ブース退去した場合には明け渡しになります。

【配置図（なは市民活動支援センター2階）】



【利用時間（センター開館時間）】

月・火・木・金 午前9時～午後9時

水・土・日 午前9時～午後5時

- ・センター開館日時以外は立入ができません。
- ・休館日(12月29日～1月3日、6月23日《慰霊の日》)は終日利用できません。
- 上記以外に、必要に応じて休館する場合があります。

【各種サービス】

- ・センターに利用登録することで、センター内の設備（印刷機、2階及び3階の会議室・研修室、備品等）を利用することができます。
- ・センターでは、市民活動の相談や広報等の支援が受けられます。
- ・センターのWiFiを無料で利用することができます（利用内容の制限有）。
- ・他の利用団体等との情報交換や連携・交流を深めることができます。

2 入居時の留意事項

(1) 利用期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）

※毎年3月に更新手続きが必要です（利用許可は1会計年度毎となります）。

2) 利用料金

月額 1,500円

- ・利用日数が1か月に満たない場合は、日割り計算とします。
- ・利用開始月の翌月以後は、毎月末日までに当月分の利用料金を納付していただきます。ただし、月末日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限

となります。（例：令和6年8月31日（土）⇒令和6年9月2日（月）が納期限です）

※利用料金の滞納があった場合は次回入居募集審査の際に減点対象となります。

※滞納者には、なは市民活動支援センター支援ブース・事務室使用料等滞納整理要綱、那覇市税外収入金の督促及び滞納整理処分に関する条例に基づき、督促を実施します。

（3）その他の留意事項

- ①センター管理事務室の電話・FAX番号を団体等の連絡先として利用することはできません。
- ②支援ブースはブースごとにパーティションで仕切っていますが、**構造上完全な個室となっておりません。話し声や物音は、他の利用団体等にも聞こえることを前提に、マナーや個人情報等へのご配慮をお願いします。**また物品や個人情報関連の書類についてはロッカーに収納するなど、各団体等で責任を持って保管して下さい。
- ③施設の管理運営上必要があると認めた場合、職員は支援ブースに立ち入ることがあります。その場合、入居団体等は立ち入りを拒むことはできません。
- ④申請時に提出した活動内容と異なった活動を行っている場合及び応募資格の3(4)の欠格事項に該当する場合には、利用許可を取消すことがあります。
- ⑤支援ブースの利用が終わったとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちに原状回復して下さい。
- ⑥なは市民協働プラザ駐車場は有料です。料金については、那覇市銘苅駐車場条例施行規則に基づきます。（料金表：11ページ）

3 応募資格

下記の項目（1）～（4）をすべて満たしていること。

- （1）団体又は団体代表者の市町村民税滞納がないこと。 ※9 ページ参照
- （2）主に那覇市内で一定期間継続的に市民活動を行っている又は行おうとする団体等であること。
- （3）センターの利用登録があること（応募申込と同時申請も可）。
- （4）活動の内容が次のいずれにも該当しないこと（欠格事項）。
 - ①営利を目的とするもの
 - ②宗教の教義を広め、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - ③政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ④特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下

同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

4 募集枠数

支援ブース	9ブース
-------	------

- ・1団体等の応募数は1ブースとします。(支援ブースNo.14)

5 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年11月11日(月)

～令和6年12月27日(金)午後5時まで(※時間厳守)

※受付は原則平日午前9時～午後5時までとなります。夜間、土日は書類受取のみとなります。

(2) 提出書類

- ① なは市民活動支援センター入居用施設(新規)(支援ブース・事務室)
利用許可申請書(第6号様式の1)
- ② 団体概要書(第6号様式の2)
- ③ 利用計画書(第6号様式の3)
- ④ 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則等)
- ⑤ 会員名簿又はそれに準ずるもの
- ⑥ 活動の内容が分かるもの(団体パンフレットやイベントのチラシ等)
- ⑦ 納税証明書(滞納のない証明書) ※9ページ参照、コピー可
- ⑧ 利用確認書
- ⑨ その他事務局が必要とするもの
- ⑩ なは市民活動支援センター利用登録申請書(第1号様式)
※利用登録済みの団体は除く

(3) 提出方法

なは市民活動支援センター管理事務室に**原則持参**して下さい。
書類提出後、内容確認のため再度来所を依頼することもあります。

(4) 提出書類の返却

応募に係る提出書類は、原則返却を行わないものとします。

(5) 事務室入居中の団体による支援ブースへの応募

現在事務室に入居中かつ最長利用期限を迎えない団体が、支援ブースへの応募申し込みを行う場合、公募選定の結果に係わらず、令和 7 年 3 月 31 日までに事務室を退去しなければなりません。

(6) 応募取り下げ・辞退

安易な応募取り下げや辞退は他の団体等への入居に影響がある場合がございますので、応募申込は募集要項をよく確認の上で行って下さい。

6 審査等について

(1) 審査方法

書類審査により行ないます。

審査は「なは市民活動支援センター支援ブース及び事務室審査委員会設置要綱」に基づく、審査委員会において行ないます。審査項目の詳細は、支援ブース入居審査評価基準表（10ページ）を参照してください。

※より多くの団体に施設利用を促す観点から、これまで支援ブース・事務室の利用歴のない団体が有利になります。

(2) 結果通知

各応募団体等へ個別に結果を通知いたします。委員会における評価の経過、各応募団体等の評価点は非公開です。

(3) スケジュール

募集期間	令和 6 年 11 月 11 日（月） ～ 令和 6 年 12 月 27 日（金）午後 5 時 （※時間厳守、窓口へ提出）
受付時間	平日 午前 9 時～午後 5 時 ※夜間、土日は書類受取のみとなります。
結果通知送付	令和 7 年 1 月中旬～ 2 月上旬頃
入居開始日	令和 7 年 4 月 1 日（火） 午前 9 時～

※入居が決定した団体等には、入居前に説明会を実施します。

（4）支援ブースの選択及び次点団体の取り扱い

①繰り上げ入居

公募する支援ブースがすべて埋まり、選出されなかった団体等は、評価点の高い応募団体等から順次次点とします。選出された団体等が辞退又は現入居団体等の退去があった場合は、次点から順次繰り上げて入居することができます。

但し、次点は令和年度入居分に限りません。

[関連法令]

- ・なは市民協働プラザ条例（平成26年那覇市条例第40号）
- ・なは市民活動支援センター規則（平成26年那覇市規則第46号）
- ・なは市民活動支援センター施設利用取扱要綱（令和5年3月27日市民文化部長決裁）

[事務局]

〒900-0004

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

なは市民活動支援センター 管理事務室

担当：崎山、大高、渡嘉敷

電話：098-861-5024 / FAX：098-861-5029 /

メール：C-KATU005@city.naha.lg.jp

来所する際は、電話にて事前予約をお願いします。



なは市民活動支援センターHP



市民活動応援サイト